



昨年日本で産まれた子どもの数は、およそ84万人とこれまでで最も少なくなりました。

政府は、令和4年4月から企業による育休取得の働き掛けを義務化。管理職は部下に『育児休業取らないの?』という声かけが必要になります。

経済低迷が長引きコロナでさらに子どもが持ちにくいと言われています。そのような中、市内でも3〜4Pで紹介したような男性育児休業取得を進めている企業もあります。(その他の企業例は丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金を利用された事業所の方のインタビューに掲載しています)

まとめ

特集 男性育休と働き方

子育ての喜びや苦勞を共有

家事・育児も仕事と同じく労働です。職場から帰宅してからの家事は負担感が大きいものですが、家庭の中の仕事は、家族を喜ばせることもできます。家事や育児は母親に責任があると夫婦がお互いに思い込んでいないかを考え、男性も女性も喜びや苦勞を分かち合う姿を次の世代の子どもに見せてあげたいものです。

また、職場で育児休業を取得する方がいる場合、仕事を肩代わりする人に不公平感が生じないように、代替要員の配置や仕事の仕方を工夫する必要があります。

もっとも、働く時間の制約は育児中に限りません。介護や治療をしながら働く状況に誰もが直面する可能性があります。困ったときに協力し合う雰囲気があれば、働きやすい職場になります。一人で抱え込まず、同僚や上司にある程度家庭の事情を話し、できる仕事

豊かなワーク・ライフ・バランスを

「男性の育休は形だけ」「育休を理由にしたハラスメント」などさまざまな課題があります。まずは、世の中を変えていくためにも一歩踏み出して男女関係なく育児休業を取得し、それぞれその育児休業が、職場では働き方、家庭では夫婦の関係を見つめ直すきっかけになることを願います。



事は早めに片付け、急に引き継ぐ場合でも困らないように普段から同僚や上司と情報を共有することが大切です。

育児休業制度を知る!

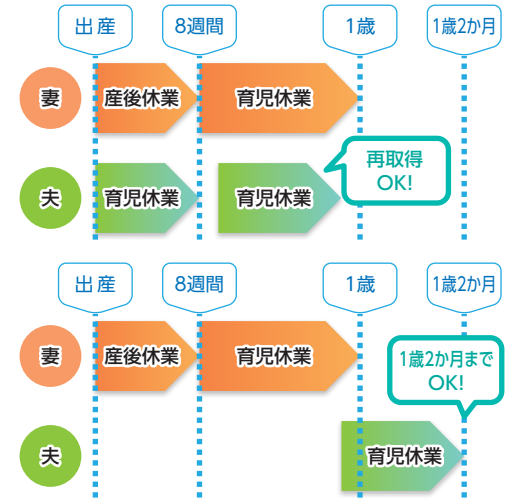
※厚生労働省「イクメンプロジェクト」リーフレットより抜粋

育児休業はどんな制度?

- 出産から原則1歳(保育所に入所できないなどの場合は最長で2歳)まで取得できる休業。なお、会社に制度がなくても、法律で定められた制度のため、育児休業を取得できます。

男性も育休を取れるの?

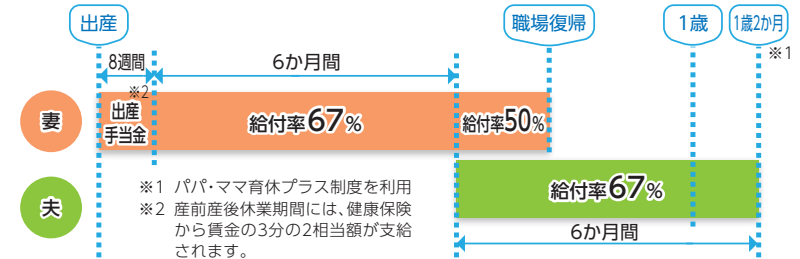
- 出産した女性(母親)だけでなく、父親である男性も育児休業を取得できます。妻が専業主婦でも取得できます。
- 男性が妻の出産後8週間以内に休業した場合には、2度目の育児休業が取得できます。(パパ休暇)



- 夫婦ともに育児休業を取得した場合には、1歳2か月まで育児休業を取得することができます。(パパ・ママ育休プラス)

男性が育休をとったら、収入が心配...

- 育児休業給付金が支給されます。育児休業開始から6か月間は給付率67%、それ以降は50%。



- 育児休業中は社会保険料が免除されます。

手取り収入は休業前の約8割!

詳しくは、最寄りのハローワークまでお問合せください。